

県南広域振興局長告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年5月28日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 397号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢羽田町字御山下111番3地先から字中袋95番1地先まで	新	A m 26.6~10.0	m 1,627.0
		B 52.3~16.0	1,652.0
奥州市水沢羽田町字御山下111番3地先から字中袋95番1地先まで	旧	A 26.6~10.0	1,627.0
奥州市水沢羽田町字御山下111番3地先から字明正188番1地先まで		B 52.3~16.7	952.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部
- イ 期間 令和3年5月28日から同年6月28日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 397号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢羽田町字中袋66番1地先から水沢東中通り二丁目137番4地先まで	新	A m 101.0~9.0	m 1,499.0
奥州市水沢羽田町字中袋66番1地先から水沢東中通り二丁目137番4地先まで	旧	A 101.0~9.0	1,499.0
奥州市水沢佐倉河字下谷起34番3地先から29番地先まで		B 16.8~11.6	35.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部
- イ 期間 令和3年5月28日から同年6月28日まで